

す^{広報}おう大島

～私たちの たのしい すみたい いきたい島～



6 月号

2024 (令和6) 年
No. 237



島の景色とグルメを楽しむ

5月19日 サイクルイベント「シマクル2024」

日頃の備えと早めの避難を

6月は「土砂災害防止月間」

例年梅雨時期には、全国各地で土砂

災害が頻発し、時には尊い人命が奪われていきます。いつ、どこで起こるか分からない土砂災害から身を守るもつとも確実な方法は「逃げる事」です。

自分が住んでいる場所にどんな危険があるか、どこを通って、どこに避難するか。どのタイミングで避難するか。家族との連絡をどうやってとるかなど、梅雨入りのこの時期に是非これらのことを確認していただき、家族や地域の皆さんと一緒に考え、土砂災害による被害を防ぎましょう。

雨の降り方に注意！

土砂災害発生危険性が高まったときは、土砂災害警戒情報が発表されます。この情報が発表された場合は、町から避難指示が発令されます。付近の状況などに注意して避難行動をとり、安全を確保してください。

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する危険があります。異変を感じたら、ただちに安全なところへ避難してください。

避難行動について

避難とは、難を避け安全を確保すること、次に挙げる行動があります。

○町が開設する避難所への避難

○安全な親戚・知人宅への避難

○安全な建物（強固な建物）への避難

※自宅が安全な場合は、自宅に留まることも避難行動の一つです。

※避難する時間がない場合は、2階や崖から離れた部屋など少しでも安全な場所に避難してください。

気象情報の確認

気象台が発表する注意報・警報など気象情報には十分注意し災害に備えましょう。また、大雨警報・洪水警報の発表時でさらに災害の発生が高まった場合は、町防災行政無線や防災メール等でお知らせしますので、早めの避難をお願いします。

問い合わせ

総務課 消防防災班
☎ 0820 (74) 1000

警戒レベルと避難情報等

5	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 (災害発生または切迫)	
～ 警戒レベル4までに必ず避難 ～		
4	ひなんしじ 避難指示 (災害のおそれ高い)	
3	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 (災害のおそれあり)	
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	早期注意情報 (気象庁)	

▼山口県土木防災情報システム

<https://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

▼周防大島町防災メール登録方法・変更方法

次のメールアドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

e-suo-oshima@xpressmail.jp



6月は「外国人雇用啓発月間」

『ともに創ろう、みんなが働きやすい職場～外国人雇用はルールを守って適正に～』

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れや離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間、その他在留カード番号などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。雇用保険被保険者とならない外国人の届出については、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」で24時間、365日いつでも簡単に届出できます。

また、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する機会が確保されるよう、事業主が行うべき事項について、法律に基づき指針が定められています。事業主の皆さまには、この指針に沿って職場環境の改善に取り組むことをお願いします。

詳しくは、ハローワークまでご相談ください。

問い合わせ ハローワーク柳井 ☎ 0820-22-2661

後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

8月から保険証が変わります

新しい保険証は緑色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。

8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証（薄紫色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

※簡易書留郵便は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所以外に送付を希望される場合は、あらかじめ各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。

点字シールを貼った保険証を希望の人へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、6月21日（金）までにご連絡をお願いします。

保険料について

保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の令和5年中の所得にに応じて負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人一人に賦課されます。

1年間の保険料

$$\begin{array}{lcl} \text{1年間の保険料} & = & \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ \text{【限度額 80万円※¹】} & & 57,012 \text{円} + (\text{前年所得} - 43 \text{万円}) \times 11.52\% \text{※}^2 \end{array}$$

※¹ 生年月日が昭和24年3月31日以前の方等は上限額が73万円となります。

※² 賦課のもととなる所得金額（令和5年中の所得－基礎控除43万円）が58万円以下の方は、所得割率10.71%が適用されます。

また、所得の少ない方は、世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて保険料が軽減されます。

保険料の納め方

特別徴収（年金からの天引き）となる人
年金の受給額が年18万円以上の方で
介護保険料と後期高齢者医療保険料の
合計額が、年金受給額の2分の1を超え
ない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複
数の年金を受給している場合は、年
金天引きとならない場合があります。

※年金天引きの開始時期は75歳の誕生
日等（資格取得日）によって異なります。
決定通知書で確認してください。

普通徴収（納付書または口座振替での
納付）となる人

特別徴収に該当されない方は、普通
徴収となります。（口座振替の手続きを
されていない方は納付書での納付とな
ります）

お支払い方法を口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座
振替への変更を希望される場合は、振
替を希望する金融機関へ①振替口座の
預金通帳②通帳のお届け印をお持ち
いただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収（年金からのお支払
い）の方も、役場の窓口へ申請するこ
とにより、保険料の支払い方法を、特
別徴収から口座振替（金融機関口座か
らのお支払い）へ変更することができ
ます。手続きは最初に、振替を希望す
る金融機関で口座振替の手続きをお願

いします。その後、役場の窓口へ「口
座振替依頼書（お客様控え）」をお持ちに
なり「納付方法変更申出書」を提出し
てください。

また、過去に口座振替で納付してい
た場合は、役場の窓口へ「納付方法変
更申出書」のみを提出してください。（口
座振替の申し込みだけでは特別徴収は
中止となりません）

口座振替は後期高齢者医療保険の被
保険者本人だけでなく、家族などの口
座からもでき、口座振替に変更した場
合、税申告での社会保険料控除は、口
座振替により支払った人（支払った家
族など）に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が
少なくなる場合があります。

問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎ 0820 (73) 5502



令和5年度下半期 町の財政状況 (3月末現在)

町では条例に基づき、年2回、財政状況を公表しています。
今回は、令和5年度下半期（令和6年3月31日現在）の収支、町債（町が長期にわたり返済する借入金）の残高、町有財産の状況についてお知らせします。

一般会計

歳入（歳入予算および収入済額）

科 目	予算額	収入済額	予算対比
町 税	15 億 5,143 万円	15 億 3,480 万円	98.9%
地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	5 億 3,983 万円	5 億 3,916 万円	99.9%
地 方 交 付 税	59 億 8,855 万円	62 億 4,743 万円	104.3%
分担金・負担金・使用料・手数料	2 億 2,049 万円	1 億 9,588 万円	88.8%
国 庫 支 出 金	19 億 9,635 万円	16 億 5,068 万円	82.7%
県 支 出 金	9 億 7,591 万円	8 億 4,606 万円	86.7%
繰 入 金	18 億 6,331 万円	14 億 2,305 万円	76.4%
繰 越 金	9 億 1,717 万円	9 億 1,717 万円	100.0%
町 債	23 億 6,300 万円	5 億 7,250 万円	24.2%
その他（財産収入・寄附金・諸収入）	2 億 9,351 万円	2 億 9,563 万円	100.7%
合 計	167 億 955 万円	142 億 2,236 万円	85.1%

歳出（歳出予算および支出済額）

科 目	予算額	支出済額	予算対比
議 会 費	9,148 万円	8,774 万円	95.9%
総 務 費	31 億 8,724 万円	26 億 9,078 万円	84.4%
民 生 費	31 億 1,059 万円	26 億 598 万円	83.8%
衛 生 費	9 億 362 万円	6 億 9,304 万円	76.7%
農 林 水 産 業 費	12 億 904 万円	7 億 5,613 万円	62.5%
商 工 費	6 億 1,408 万円	5 億 875 万円	82.8%
土 木 費	5 億 2,953 万円	3 億 1,558 万円	59.6%
消 防 費	4 億 4,631 万円	4 億 1,783 万円	93.6%
教 育 費	11 億 2,915 万円	8 億 1,950 万円	72.6%
公 債 費	17 億 6,153 万円	17 億 4,832 万円	99.3%
その他（災害復旧費・諸支出金・予備費）	37 億 2,698 万円	28 億 4,949 万円	76.5%
合 計	167 億 955 万円	134 億 9,314 万円	80.8%

特別会計

会計名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国民健康保険事業	28億9,093万円	25億5,954万円	88.5%	26億8,045万円	92.7%
後期高齢者医療事業	4億3,790万円	4億1,073万円	93.8%	3億8,347万円	87.6%
介護保険事業	34億3,392万円	28億5,788万円	83.2%	28億650万円	81.7%
渡船事業	1億989万円	8,856万円	80.6%	9,655万円	87.9%
合 計	68億7,264万円	59億1,671万円	86.1%	59億6,697万円	86.8%

水道事業・下水道事業・病院事業会計

会計名	区 分	収 入			支 出		
		予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
水道事業	収益的収支	8億8,777万円	8億8,302万円	99.5%	8億2,769万円	7億2,885万円	88.1%
	資本的収支	4,290万円	3,310万円	77.2%	2億4,517万円	2億212万円	82.4%
下水道事業	収益的収支	11億9,306万円	12億356万円	100.9%	10億7,643万円	9億9,547万円	92.5%
	資本的収支	18億6,808万円	12億9,235万円	69.2%	23億8,874万円	16億7,927万円	70.3%
病院事業	収益的収支	51億7,211万円	41億6,586万円	80.5%	50億9,221万円	46億2,503万円	90.8%
	資本的収支	5億9,231万円	5億9,231万円	100.0%	8億6,952万円	8億6,928万円	100.0%

町有財産の状況

土 地	1,408,556.07 m ²
建 物	202,762.48 m ²
山 林	7,010,086.18 m ²
有価証券・出資による権利	52億7,130万円

基 金	財政調整基金	84億3,881万円
	減債基金	6億4,654万円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	1,001万円
	福祉振興基金	2億3,633万円
	国民健康保険基金	6億5,248万円
	介護給付費準備基金	2億8,715万円
	まち・ひと・しごと創生基金	1億907万円
	土地開発基金(現金)	7,194万円
	土地開発基金(土地)	1億9,900万円
	中山間ふるさと・水と土保全対策基金	3,113万円
	周防大島高等学校通学支援費給付基金	2,847万円
	ちびっ子医療費助成事業基金	7,445万円
	観光振興事業助成基金	4,076万円
	福祉医療費一部負担金事業基金	5,265万円
	ふるさと応援基金	1億9,158万円
	CATV加入促進事業基金	1,665万円
	外国語活動推進事業基金	4,593万円
	合併地域振興基金	14億4,179万円
	森林環境整備基金	1,312万円
	学校給食費無償化事業基金	1億4,130万円
	医療確保対策事業基金	6,000万円
	合 計	127億9,216万円

町債残高の状況(会計別)

一般会計	136億9,545万円
特別会計	131億2,793万円
渡船事業	2,393万円
水道事業	13億9,554万円
下水道事業	69億8,843万円
病院事業	47億2,003万円
合 計	268億2,338万円

一時借入金の状況

3月末現在高	0円
--------	----

※予算対比は、小数点以下1位未満を四捨五入しています。

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんで介護が必要な方を支え合う制度です。市
区町村が保険者となって、加入者の皆さんの保険料と公費を財源に運営して
います。

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 73・5503

1 サービスの使い方

介護や支援が必要と感じたら、次の
ような流れで介護サービスを利用する
ことができますようになります。

① 要介護認定を受けます

(1) 本人または家族が、介護保険課または各総合支所・出張所で要介護認定の申請をします。(※地域包括支援センター等が申請を代行できますのでわからない場合は介護保険課までご連絡ください)

(2) 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

(3) 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

(4) 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくり
ます。

要介護1～要介護5の人

- ・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。
- ・施設サービスの利用…介護保険施設と直接契約します。

要支援1・要支援2の人

- ・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランに基づいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなもの
があります。詳しくは、介護保険課へ
ご相談ください。

在宅サービス

〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰り

でリハビリテーションを受ける通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉

歩行器などの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます（限度額あり）

施設サービス（要介護1～5の人のみ）

介護や医療が長期に必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム…原則、要介護3以上の人が利用できます）、介護老人保健施設、介護医療院に入所して施設のサービスを利用します。

地域密着型サービス

認知症の人が、少人数で共同生活を送りながら介護や機能訓練などを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、18人以下の地域密着型通所介護（デイサービス）、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

2 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、令和6年度から令和8年度までの第9期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料は7ページのとおりで、基準保険料額（年額）は6万7800円になります。（※参考第8期（令和3年度～令和5年度）基準保険料額6万6600円）

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料は消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。



3 介護保険料の納め方

40～64歳の人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

65歳以上の人の保険料

・受給する年金が年額18万円以上の人（月額1万5000円以上の人）

特別徴収で納めます。年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

・受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった人など普通徴収で納めます。役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所、各出張所、納付書に記載された町指定の金融機関、コンビニ等です。また、スマートフォン決済でも納付できます。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶

予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1/3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

●令和6年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。



第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料

所得段階	対象者		算定式	年額
第1段階	①生活保護受給者 ②町民税非課税者かつ老齢福祉年金※ ¹ 受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入※ ² が80万円以下の人		基準額 × 0.285	19,320円
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人		基準額 × 0.485	32,880円
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える人		基準額 × 0.685	46,440円
第4段階	町民税課税世帯で、 本人に町民税が 課税されていない	前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	基準額× 0.9	61,020円
第5段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える人	基準額× 1.0	67,800円
第6段階	本人に町民税が 課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額× 1.2	81,360円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3	88,140円
第8段階		前年の合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5	101,700円
第9段階		前年の合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.7	115,260円
第10段階		前年の合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.9	128,820円
第11段階		前年の合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.1	142,380円
第12段階		前年の合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.3	155,940円
第13段階		前年の合計所得金額が年間720万円以上の人	基準額× 2.4	162,720円

※¹老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた人が受給している年金です。

※²課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

個人住民税の定額減税が実施されます

令和6年度の税制改正により、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

対象となる人

令和6年度の合計所得金額が1805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

※次の人は対象外となります

- ・令和6年度の町県民税が非課税の人
- ・定額減税以外の税額控除により所得割額がゼロとなる人
- ・令和6年度町県民税均等割、森林環境税（国税）のみの人

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

(1)定額減税の対象となる人は国内に住所を有する人に限ります。

(2)同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

(3)控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の人がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

実施方法

定額減税の対象となる納税義務者は徴収方法に応じてそれぞれ次のとおり減税を実施します。

(1)給与特別徴収（毎月の給与から天引きして事業主が納入する）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で分割して徴収します。

(2)普通徴収（納付書や口座振替で納入する）

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から順次控除されます。

(3)公的年金等に係る特別徴収

定額減税前の年税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

その他

減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

定額減税のイメージ図

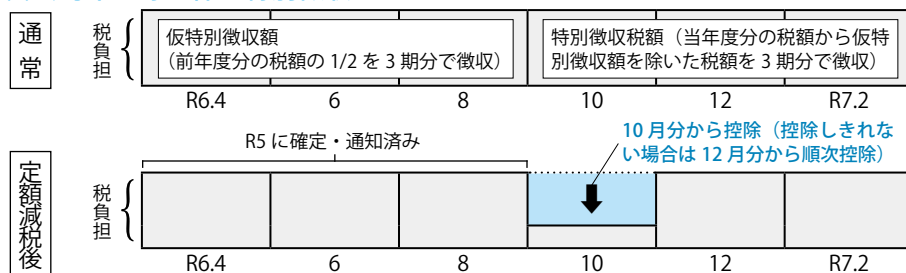
(1)給与特別徴収



(2)普通徴収



(3)公的年金等に係る特別徴収



定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、すべての控除が行われた後の所得割額から減税されます。所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。



国税庁 HP

△定額減税や給付金をかたる詐欺に注意
定額減税や給付金について、役場や国税庁などが電話や訪問をすることはありません。また、銀行やコンビニのATMに誘導することは絶対にありません。不審に思われた場合は、警察や役場にお問い合わせください。

問 税務課 課税第1班

☎ 0820(74)1008

旧城山小学校の活用希望者を募集します

周防大島町では、学校の統廃合により廃校となった校舎等（以下、「廃校舎等」という）について、貸付によって有効活用を図るため、活用希望者を募集します。ご希望の方は、以下の内容を確認のうえ、応募ください。

応募資格

法人または任意団体で、次の条件に該当しない者

- (1) 法人等の役員等が暴力団員等または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者
- (2) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (3) 国税および地方税等を滞納している者
- (4) 宗教活動や政治活動に利用する目的の者

利用条件等

- (1) 学校が地域の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化や振興発展に貢献できるよう、地域の活性化や雇用促進につながる活用であること
- (2) 地域住民との融和に努めるとともに、1階の一部分については、地域住民が当該部分の使用について希望した際には、使用について配慮すること

- (3) 災害時等の避難所として使用することについて町と協議すること
- (4) 地域への環境に配慮し、適正な維持管理に努めること
- (5) 事業を10年以上継続すること

提出書類

- (1) 廃校舎等活用申込書

【様式1】

- (2) 廃校舎等活用事業計画書

【様式2】

- (3) 申込者概要書【様式3】

- (4) 誓約書【様式4】

応募内容の取り扱い

応募があったことをもって、そのまま契約につながるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

募集期間

8月30日(金)まで（必着）

応募方法

提出書類を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送または直接お届けください。（直接お持ちいただく場合は、最寄りの総合支所・出張所でも可能です）

現地見学および質問事項

募集期間中、見学を希望される場合は事前にご連絡ください。また、質問事項につきましては、電子メールにてご提出ください。

費用等

- (1) 校舎、体育館は無償貸付ですが、グラウンドは継続的に建屋等で占有する場合は使用料が発生します。
- (2) 光熱水費は利活用者の負担となります。既存設備に係る消防設備保守点検費、電気工作物保安管理費、浄化槽維持管理費は町が負担します。
- (3) 利活用期間中の修繕費は利活用者の負担となります。ただし、老朽化に伴う大規模な改修は町が負担する予定です。
- (4) 現状での貸付となり、他の費用が発生した場合は原則、利活用者の負担となります。

その他

- (1) 利活用内容について、中国四国防衛局との協議が必要で。
- (2) 選考過程において、法人・任意団体を証明する書類等を求めます。



▲旧城山小学校

応募・問い合わせ

〒742-2512

周防大島町平野269-44

周防大島町教育委員会

総務課

☎0820(78)0700

✉koyo@town.suo-oshima.lg.jp

lg.jp

対象物件等（旧城山小学校 令和5年3月閉校）

種別	建築年	構造	面積	補助省庁
校舎	S53	RC 2階	929 m ²	文部科学省
	H4	RC 1階	537 m ²	防衛省
	H5	RC 2階	41 m ²	防衛省
体育館	S56	RC 1階	680 m ²	文部科学省
グラウンド	—	—	3,738 m ²	—

※旧城山小学校 体育館は雨漏りを確認していますが、町で改修する予定はありません。

税負担の公平性を確保するために 町税の滞納処分を強化しています

税金の滞納はありませんか？税金は納税者の皆さんが、定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付のない場合は「滞納」になり、滞納状態が続くと法に基づき、滞納処分を行うこととなります。町では、税を納めていただいている人との公平性を保つ

ために、また重要な自主財源の確保のためにも、滞納処分をより強化しています。なお、本年度も専門知識を有した山口県税務課職員とともに町税を徴収する併任徴収制度を実施します。滞納のある方は滞納処分を受ける前に、お早めに納税相談、早期納付をお願いします。

●納税方法のご相談、納期限までの納付に困り等、納税のご相談は税務課徴収対策班へご連絡ください。



▲自動車のタイヤロック

滞納処分の流れ

①督促・催告

自主納付をお願いする文書、電話等による督促・催告を行います。また、督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じ延滞金が増算されます。

②財産調査

①の指定期日までに納付がない人は、地方税法、国税徴収法の規定に基づき財産（預貯金・給与・生命保険・売掛等債権、不動産、組合等の出資金など）の調査を行います。

③差押

調査により発見した財産を差し押さえます。自動車などにはタイヤロックを実施します。

④搜索

高額滞納者の居宅、事務所を財産調査のため搜索し、財産があれば差し押さえを行います。税徴収のための搜索は裁判所の令状を必要としません。

⑤公売・換価充当

差し押さえた財産は公売（売却）等により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

滞納処分等の実績（令和3年度～令和5年度まで）

◇財産調査	1,051 件
◇差 押	84 件

税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1008

○情報公開制度の運用状況

実施機関区分	請求 件数	決定区分等				審査 請求
		公開	部分 公開	非公開	却下	
町長	73	42	30	1	0	0
教育委員会	9	3	6	0	0	0
監査委員	9	0	3	0	6	0
農業委員会	16	9	7	0	0	1
病院事業管理者	13	4	1	0	8	0
計	120	58	47	1	14	1

○個人情報保護制度の運用状況

実施機関区分	請求 件数	決定区分等				審査 請求
		開示	部分 開示	非開示	却下	
農業委員会	1	1	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0

政策企画課 広報情報統計班 ☎ 0820-74-1007

情報公開・ 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の適正な取り扱いや保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利・利益の保護を図るとともに、自分の情報について開示請求したり、誤りがある場合などに訂正を請求したりすることのできる制度です。各制度の令和5年度の運用状況についてお知らせします。

スタートアップ支援事業

(新規の活動や小規模な活動の立ち上げ・実施)

団体名	事業名
島のこども食堂実行委員会	こども食堂を中心とした楽しい多世代間交流で強める地域のつながり

ステップアップ支援事業 (自立化を図る・活動の定着)

団体名	事業名
海辺の会	海と山と心のファミリースタディーツアー事業
久賀・棕野地区史跡名跡保存会	中司茂兵衛・嫁いらず観音及び愛宕大権現案内板の設置
子育てリンク周防大島	子育て交流事業
PLAY SETOUCHI (プレイセトウチ) 事業協同組合	自然体験型コンテンツの普及による地域交流活性化事業

問い合わせ 政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

地域づくり活動支援事業の
補助金交付団体が決定しました

町内の団体から公募していた令和6年度周防大島町地域づくり活動支援事業について、審査会の結果が町長へ報告され、次の5団体の事業に補助金交付が決定しました。

地域づくり活動支援事業は、新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業や、地域の人材育成、住民参画の機運を育むイベントやワークショップ等の開催などの事業に対して補助するもので、スタートアップ支援事業で20万円を上限に、ステップアップ支援事業で50万円を上限に交付されます。

町議会議員・
町長選挙が行われます

任期満了に伴う町議会議員および町長の同時選挙が行われます。選挙の日程は次のとおりです。

告 示 10月22日(火)

選挙期日 (投開票日) 10月27日(日)

(浮島地区の2投票区は、10月26日(土)が投票日となります)

町議会議員・町長選挙
立候補予定者説明会

日 時 9月11日(水) 午後2時から

場 所 大島文化センター2階
研修室1・2

出席者 立候補予定者または代理人
(各陣営3人まで)

問い合わせ 周防大島町選挙管理委員会
☎ 0820-74-1000

狩猟免許試験を実施します

～有害鳥獣捕獲には免許が必要です～

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。町ではイノシシ・タヌキ・カラス等を有害鳥獣に指定し、山口県大島郡猟友会へ委託して捕獲しています。捕獲に携わるには狩猟免許を取得した後に、山口県に狩猟者登録を行い、山口県大島郡猟友会への入会が必要です。

山口県では次のとおり狩猟免許試験を実施します。この機会に捕獲に携わることが可能な方は、ぜひ狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。(※町では狩猟免許取得経費等を一部助成しています)

試験日前日に、同会場で山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。申し込み等は、山口県猟友会事務局(☎083-924-3517)までお願いします。

狩猟免許試験日程 (各回：午前9時から午後4時まで)

日にち	場 所	申込期限
6月30日(日)	下関市菊川ふれあい会館(下関市)	6月19日(水)
7月14日(日)	岩国市地方卸売市場(岩国市)	7月3日(水)
7月28日(日)	ゆめプラザ熊毛(周南市)	7月17日(水)
8月7日(水)	山口県立農業大学校(防府市) ※	7月29日(月)
9月1日(日)	山口県総合保健会館(山口市)	8月21日(水)

※わな猟のみを予定

※申請様式は、農林水産課(☎79-1002)でも配布しています。

申し込み・問い合わせ

岩国農林水産事務所 ☎0827-29-1567

国民健康保険税の口座振替が便利です

～ 6月17日～8月30日は口座振替推進月間 ～

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている人を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられています。

すので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

手続き（申請書記載）に必要なもの

・ 預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）

・ 預貯金通帳の届出印

取扱金融機関

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ

銀行・郵便局

問い合わせ

税務課徴収対策班
☎ 0820 (74) 1008

飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体を支援します

飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊・去勢手術（Neuter）を実施し、元の場所へ戻す（Return）ことで、その地域における飼い主のいない猫を徐々に減らす活動があります。この活動は、それぞれの頭文字をとって TNR 活動と呼ばれ、過酷な環境で生きる不幸な猫や、保健所へ収容・殺処分される猫を減らすことを目的に実施されます。また、飼い主のいない猫を原因とするふん尿被害等の問題を減少させることも期待できます。

町では、このような活動を通じて、飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体および地域に対し、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金」を交付します。

対象者

町内で飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等を行っている3人以上で構成する団体および地域（自治会等）

補助額

1団体あたり14万円を上限に対象経費の10分の7を補助（※ただし、不妊または去勢手術を1件以上行うことを条件とする）

補助対象経費

不妊・去勢手術費用（手術に伴う治療・ノミ取り、V字カット代等の処置を含む）、不妊・去勢手術のための通院に係る燃料費、里親探しを含めた保護に要する治療・健康診断・予防接種費、消耗品費、

飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等

申請期間

7月1日～令和7年1月31日（※予算がなくなり次第終了となりますのであらかじめご了承ください）

申請方法

申請様式等は、生活衛生課で配布します。また、町ホームページからも印刷できます。

申し込み・問い合わせ

生活衛生課 生活衛生班

☎ 0820-79-1012



中高一貫教育だより①

岡周防大島高校

☎ 0820 (77) 1048

この周防大島地域は県内で唯一、連携型の中高一貫教育を実践しています。「大島の生徒を大島で育てる島じゅうキャンパス!」を目標に、大島中学校と周防大島中学校の町内2中学校と、周防大島高校が協力してさまざまな取組を行っています。今年度も5回、その時節の取組を紹介させていただきます。

的として、各教科の学習のポイントを高校の教員が教える取組です。

参加した生徒は、高校入学後を想像しながら、真剣に学習に取り組んでいました。春から自分たちが学ぶ校舎で、より専門性の高い内容を学ぶことで、高校生活への期待がより一層高まったのではないのでしょうか。

《理科部会》

高校教員が学期に1回、各中学校に地学分野を中心に出席授業に行くことや、生徒および地域の方々に参加できる天体観測会を昨年度に引き続き実施をするということが話し合われました。

第1回

中高一貫教育合同研修会

4月4日、今年度の第1回中高合同研修会を行いました。

《音楽部会》

「生徒の感性がより磨かれる授業とは」「音楽の楽しさや味わい深さを伝えるにはどう伝えるのが効果的か」等、専門的な内容の話に華を咲かせました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、昨年度以降は中高の行事やそれ以外の行事も地域の方々に参加できるものが増えていきます。この紙面上や、その他の方法でご案内しますので、よろしければ中学生や高校生の活動を見に来てくだされば嬉しいです。

学力アップ特講

3月12日、「学力アップ特講」を行いました。これは連携型中高一貫教育に係る入試で周防大島高校への合格が内定している中学生の学力向上を目

この会は連携型中高一貫教育の意義を再確認する「全体会」と、情報交換や現状報告などを行う「部会」で構成されます。教科や分掌(教務、生徒指導、進路指導等)それ

どの部会でも、授業や中高の連携態勢がより良いものになるよう協議しました。新年度の中高連携教育に向けて良いスタートが切れたのではないかと思います。

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

得制限額を超えない方は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。(所得制限額についてはお問い合わせください)

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は6月中旬に手続きをしてください。ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

対象となる人の要件

- (1)身体障害者手帳1級から3級をお持ちの人
- (2)療育手帳Aをお持ちの人
- (3)精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- (4)障害年金1級の受給者
- (5)特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所

手続きに必要なもの
健康保険証、対象になる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)
受給者証有効期間
7月1日
令和7年6月30日まで

問い合わせ

福祉課民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

周防大島スタディークルーズ

大島商船高専の実習船「すばる」に乗船して、周防大島町周辺の海洋環境を体験し、海からの地域づくりを考える巡検航海を実施します。

日時 7月25日(木) 午前8時30分～正午
(予備日 7月26日(金))

対象者 高校生以下 10人(先着順)

※小学生以下は保護者1人の同伴が必要です。

参加費 2,000円

申し込み方法

次の二次元コードからお申し込みください。

問い合わせ

海辺の会(田中)

☎ 090-7507-2821



民生委員児童委員の活動紹介 (久賀地区協議会)

各民生委員児童委員は、受け持ち担当区域を一軒ごとに訪問して居住状況を確認し、災害時に支援が必要な家庭ごとに地図を色分けし、災害等不測の事態が発生した場合に迅速な対応ができるよう努めています。

☎ 福祉課 民生福祉班 ☎ 0820-77-5505



聞き取り調査をする民生委員児童委員

元
気で
す
か
?
こちらは管理栄養士です

日々の食生活を見直してみませんか?

～6月は食育月間です～

健康増進課 健康づくり班

管理栄養士 村井 祐佳

☎ 0820(73) 5504

だんだんと気温や湿度が上がリ、体の不調を感じている方も多いのではないのでしょうか?これからさらに暑くなる夏に向けて、栄養バランスのよい食事ですっかり体調管理をしておきたいところです。

地域の健康相談等で「ごはんやパン、麺類だけで済ませることが多い」「メインのおかずは大体お肉」「いつも同じような食事になる」などの声をお聞きます。食生活の乱れ

が続く、栄養バランスが偏ると、疲れやすさ、貧血、高血圧や動脈硬化、骨粗しょう症などさまざまな病気につながりやすくなります。忙しい日々の中で1日3食、栄養バランスを

考えながら食事を準備するのはとても大変ですが、次のポイントを意識した食事を心がけましょう。

(1)主食・主菜・副菜をそろえる

主食は、ごはん、パン、麺類など。主菜は、魚、肉、卵、大豆製品などを使った料理。副菜は、野菜、きのこ類、海藻などを使った料理になります。

(2)主菜は毎食種類を変えて

主菜は主にたんぱく質の摂取源になります。が、その他の栄養素(エネルギー、脂質、鉄、ビタミンB群等)の含有量に差があるため、

朝は卵、昼は肉、夜は魚など毎食種類を変えることで栄養バランスが整いやすくなります。

(3)副菜は緑黄色野菜と淡色野菜を組み合わせ

副菜は主にビタミンやミネラルの摂取源になります。が、淡色野菜と緑黄色野菜を組み合わせることで、さまざまな種類のビタミンやミネラルをとることができます。

(4)調理法にも変化を

揚げ物など油をたくさん使う調理法に偏るとエネルギーや脂質の摂り過ぎになります。煮物や和え物、焼き物などの調理法を組み合わせましょう。

(5)乳製品や果物を1日1回は取り入れる

乳製品にはカルシウム、果物にはビタミン・カリウム・食物繊維が豊富に含まれています。間食などで取り入れましょう。

(6)味付けはうすめに(ちよび塩で)

摂り過ぎが気になるナトリウム(食塩)は、薄味を心がけ、かけ調味料や漬物、麺類の汁は控えるなど、意識して減らしましょう。

外食などどうしてもバランスがとりにくいこともあります。主食・主菜・副菜が揃わなかった時は、次の食事で意識して摂るなど、食事を楽しみながら取り組んでいただけたらと思います。

受章

◆令和6年度春の叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

有川 利美さん（小泊）

（元周防大島町消防団副団長）



○瑞宝単光章（消防功労）

久保田勇治さん（久賀）

（元周防大島町消防団副団長）



◆令和6年度高齢者叙勲

○瑞宝単光章（消防功労）

長谷川 滋さん（戸田）

（元大島町消防団分団長）



プロスポーツと周防大島コラボ企画

「わがまち魅力発信隊」でPR

プロ野球の広島東洋カープでは、地方自治体でご当地をPRするための「わがまち魅力発信隊」という企画があり、広島東洋カープが広島市民球場からマツダスタジアムに本拠地を移転した初年度から周防大島観光協会がお世話になっているイベントです。

これまでマツダスタジアムにあるイベント広場では、特産品の販売や名物料理の提供、観光パンフレットの配布やフラの披露など行い、大型ビジョンにも周防大島の映像が画面いっぱいに映し出されるなど、周防大島を存分にPRできるイベントを開催してきました。今年は去る5月30日(木)に開催し、9月16日(月)祝にも、周防大島町をはじめとしたサザンセット広域（柳井市・平生町・田布施町・上関町）が合同で開催します。

周防大島町ホームタウンデー

プロサッカーチームのレノファ山口が企画する周防大島町ホームタウンデーでは、昨年「維新みらいふスタジアム」を会場に、サタデーフラのプレイイベントを開催して試合前のスタジアムが大いに盛り上がりました。今年はカウアイ島姉妹縁組の記念日である6月22日(土)に「周防大島町ホームタウンデー」が開催されます。

また、フラを通じて縁の深い「スパリゾートハワイアンズ」の所在地である福島県のいわきFCが対戦相手であり、レノファ山口もこの日はスタジアムを「瀬戸内のハワイ」に染めようとさまざ

まな企画の準備を進めているそうです。

このような地域密着型のプロスポーツチームと、チームの本拠地や近隣自治体とが連携することで、交流人口の拡大や地域コミュニティの醸成、賑わいの創出など、相互の活性化に期待できます。

この機会に広島東洋カープの「わがまち魅力発信隊」ならびにレノファ山口の「周防大島ホームタウンデー」には是非とも足をお運びいただき、ご当地チームを応援しながらスポーツ観戦をお楽しみください。



▲マツダスタジアムのコンコースで行われた周防大島町のPRイベントの様子

周防大島町の話題



▲楽しみながら周防大島を一周する参加者の皆さん

「周防大島花木生産組合」設立

5月28日、「周防大島花木生産組合」の設立総会が久賀庁舎にて開催されました。

この組合は、瀬戸内海の温暖な気候に恵まれた周防大島町で、基幹産業であるかんきつ類の補完作物として、アカシアやユーカリ等の花木類の産地化と農業振興を目的に設立されたものです。

設立発起人である國司崇生さんは、あいさつのなかで「温暖な気候を活かした周防大島町の産業の一つになるよう努力していきたい」と意気込みを語りました。

自転車で瀬戸内の景色を楽しむ

5月19日、道の駅サザンセトとうわをスタート・ゴールに、サイクルイベント「シマクル」が開催されました。

ロングコース（約90km）とミドルコース（約40km）の2つのコースに約500人の参加があり、参加者の皆さんは、瀬戸内の景色やエイドステーションでのおもてなしを堪能し、心地よい風を感じながら、周防大島を駆け抜けました。

シマクルは、順位やタイムを競うものではなく、周防大島を一周しながら、景色や郷土料理を楽しむサイクルイベントです。



▲新たに設立された「周防大島花木生産組合」の組合員、来賓、関係者の皆さん

来るべき災害に備える

5月28日、地域防災力向上の一助になることを目的に自主防災組織の代表者を対象とした「自主防災組織リーダー研修会」が開催されました。

研修会では、「来るべき災害に備える～自主防災組織の役割を考える～」と題して、山口大学大学院 准教授 瀧本浩一氏による講演会が行われ、住民への備えの動機づけ、災害から命を守る備え、防災訓練や活動を持続するための工夫などについて話がありました。

また、風水害・土砂災害を想定した災害図上訓練も行われ、実際に地図上に家からの避難経路や高潮・河川浸水範囲などをマーカーでしるし、現状の確認と、日頃からの備えや災害警戒レベルのどの段階でどのような対応をするかなどの意見交換が行われました。



▲ハザードマップを確認しながら、避難経路や危険力所などを地図上にしるす参加者

しっちょる？ やっちょる？ 健康づくり！

～「ちょび塩」でおいしく運動・活動で元気に！～ No.135

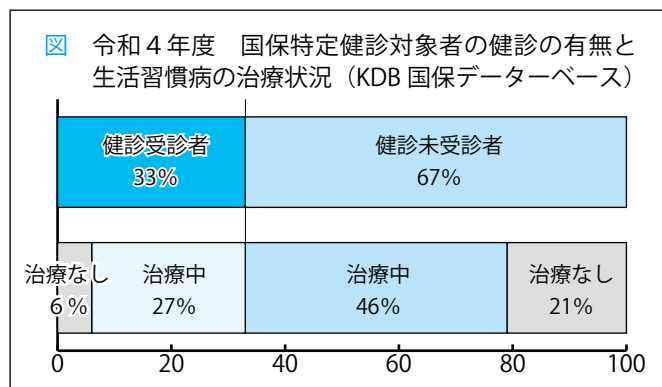
特定健診を受けましょう！

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

皆さん、1年に1回、健診を受診していますか？周防大島町の国保特定健診の受診率は、毎年少しずつ上がっていますが、それでもまだ3割と低い状況です。

令和4年度国保特定健診対象者3,324人の健診受診の有無と生活習慣病の治療状況を分類した下記の図をご覧ください。健診未受診者の内、生活習慣病の治療なしの方は21%、生活習慣病の治療中で健診を受診していない方が46%であることがわかりました。

普段から元気で、病院にかかる機会がない方は、ぜひ特定健診を受診しましょう。自分の健康と向き合うよいチャンスです。



※「治療中」…特定健診対象者のうち、生活習慣病のレシピトを持つ患者を対象として集計。

なお、国保特定健診は治療中の方も対象になります。身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、心電図、血糖、脂質、肝機能、腎機能、貧血などの検査を無料で受けることができ、治療中の疾患以外の健康状態を確認することができますので、特定健診を希望される方は、かかりつけ医にご相談ください。

また、特定健診は、受診した後が一番大切です。健診結果はそのまま放置せず、生活習慣を改善したり、再検査や精密検査をきちんと受けましょう。健診後の行動が、明日の健康につながります。

国保特定健診の対象者は、40歳から74歳の方です。町内の医療機関で受けられる個別健診の受診券は、5月下旬頃送付しています。国保以外の方は、加入する健康保険の保険者から案内がありますので、ご確認ください。

健診に行くと血圧が上がってしまう人へ

家庭血圧を朝・晩測定し、2週間程度続けて記録した血圧手帳やアプリなどを健診時に持参しましょう。普段の血圧値を自分自身で把握しておくことは、とても大事になります。

皆さんこんにちは。移住と空家の相談を担当している、地域おこし協力隊の岡本です。四方を海に囲まれた周防大島での季節の移り変わりはとても美しく、気づけば着任してから一年半が経過しました。

移住相談を受けるときは、住まいや仕事のことを中心にしながら、人とのつながりができるように意識しています。この一年半の間に、移住相談を担当させていただいた方の中で、実際に移住された方が十数人おられますが、移住後のフォローアップこそがとても大切だと考えています。時折、近くを通りかかった際には、

地域おこし協力隊員 岡本由紀子の
しましまタイムズ
SHIMASHIMA TIMES

43

空家定住対策課
☎ 0820-74-1033

関心のありそうなイベント等にお誘いすることもあります。先日、引越してこられたばかりのご夫妻に声をかけさせていただいたとき、ごみの出し方やインターネット環境などで困っておられ、相談に乗ることができました。少しの声かけが問題解消のきっかけになるのだと、嬉しい気持ちになりました。

私自身、移住したばかりの時に近所の方から「ぼちぼちやりんさいよ」と、何度も声をかけていただいたことがとても励みになりました。あれもこれもと焦る気持ちからずっと解放されていく感覚を、今でも覚えていきます。ずっと周防大島に住んでいる方もこれから来られる方も、互いに声をかけ合っていくことができれば素晴らしいと思います。

Uターンや孫ターンの相談も増えていきます。少しずつ変化していく生活環境など、気軽に相談いただくと幸いです。

募 集

周防大島町病院事業局
事務職員募集

職種および採用予定人数
・初級行政職 若干名
受験資格

平成6年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人
受付期間

6月17日(月)～7月31日(水)
(郵送の場合は7月31日(木)までの消印有効)

試験方法
教養試験、小論文他
試験日 8月24日(土)
申し込み方法

受験申込書および受験票を郵送または直接お届けください。受験申込書および受験票は、病院事業局に備え付けられています。また、病院事業局ホームページからもダウンロードできます。

採用予定日

合格発表後、令和7年3月までの月の初日

申し込み・問い合わせ

〒742-2106

周防大島町小松1388-6

周防大島町病院事業局
総務部総務課

☎0820(74)2332

放送大学
10月入学生募集

放送大学は、令和6年度10月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

出願期間

・第1回 8月31日(土)まで
・第2回 9月10日(火)まで

問い合わせ・資料請求

放送大学山口学習センター

☎083(928)2501



刑務官採用試験

試験日(1次試験)
9月15日(日)

試験の種類

- (1) 刑務
- (2) 刑務(武道)
- (3) 刑務(社会人)

※(武道)は実技試験あり
受験資格

・(1)および(2)：平成7年4月2日～平成19年4月1日までに生まれた人
・(3)：昭和59年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた人

募集期間

7月16日(火)～25日(木)

※インターネットでの申し込みとなります。

問い合わせ

岩国刑務所

☎0827(41)0136



矯正職員採用広報 HP

自衛官募集

一般曹候補生

応募資格

18歳以上33歳未満の人(32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)
受付期間

7月1日(月)～9月3日(火)

試験日(第1次)

9月14日(土)～22日(日)のいずれか1日を指定

自衛官候補生

応募資格

18歳以上33歳未満の人(32歳の人は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない人)
受付期間

年間を通じて実施

試験日

年間を通じて実施(令和7年3月高校卒業生については9月16日(月)以降)

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22)8199

お知らせ

大島看護専門学校
オープンキャンパスを
開催します

看護体験や校内・寮の見学などを行います。

日時

7月13日(土)

午前の部・午後の部
申し込み方法

詳しくはホームページをご覧ください。

場所・申し込み・問い合わせ

大島看護専門学校

☎0820(76)0556



献血を実施します

皆さまのご協力をお願いいたします。(400ml限定)

7月9日(火)

・しまとびあスカイセンター
午前9時30分～11時30分

・農業者健康管理センター
午後1時30分～4時

問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504

児童手当現況届について

令和4年6月から現況届の提出が原則不要になりました。

例外的に提出が必要な方には現況届の用紙を送付していますので、6月1日時点における状況を、6月28日(金)までに提出してください。

現況届の提出が必要な場合

- ・配偶者からの暴力等により、住民票と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・戸籍や住民票のない児童(無戸籍児童)を養育する人
- ・離婚協議中で配偶者と別居中の人
- ・法人である未成年後見人施設等
- ・その他、町から提出の案内があった人

※公務員で所属庁から児童手当を受給している人は、勤務先へ確認してください。

受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している人

児童手当の額(月額)

- ・3歳未満 1万5000円
- ・3歳以上〜小学校修了前 1万円(第3子以降は)

1万5000円
・中学生 1万円
問い合わせ
福祉課民生福祉班
☎0820(77)5505

教科書展示会

小学校・中学校・高等学校の教科用図書を展示しています。どなたでも閲覧できますので、ご利用ください。

期間

7月26日(金)まで
午前8時30分〜午後5時15分
(閉庁日、休館日を除く)

場所

周防大島町東和教科書センター(東和総合センター2階)

問い合わせ

学校教育課学校教育班
☎0820(78)2204

催し・講座

山口レインボープライド2024

LGBTQ+(性的少数者)やアライ(LGBTQ+の支援者)のイベントです。
LGBTQ+が山口にも暮

らしていることをアピールし、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、支援団体との交流や山口市でパレードをします。(参加費無料)

日時

6月29日(土)

午前10時〜午後4時

場所

山口市中央公園(山口情報芸術センターYCAM横)

内容

企業や団体ブース、ステージ企画(音楽・トーク)、飲食ブース、LGBTQ+応援のためのプライドパレードを午後1時から行います。

問い合わせ

実行委員会事務局(鈴木法律事務所内)
☎083(250)6200

島のくらしをおすすめの夏コース

ぼかしづくり

日時

7月12日(金)

午後1時30分〜3時30分

場所

百笑の郷(東屋代)体験料 1000円

受入人数 5人程度
募集締め切り 6月28日(金)
竹を使った器と箸づくり

日時

7月13日(土)

午前10時〜午後2時

場所

実施者宅(東三浦)

体験料

1500円

受入人数

5人程度

募集締め切り

6月28日(金)

※各コースともお申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネットワーク事務局(農林水産課内)
☎0820(79)1002

起業基礎講座

「身近な企業のノウハウ」

身近な事例を参考に、講義と演習を通して、興味・関心のあるビジネスについて起業プランを考えていきます。

日時

7月6日(土)・20日(土)

午後2時〜5時

会場

島スクエアプラス起業教育

研究センター(周防大島町小松91-4)
講師
中本和幸氏(中本経営コンサルティング)サルトント事務所代表・中小企業診断士)

申し込み方法

電話またはメールにて、氏名および連絡方法をお知らせください。(当日受付可、受講無料)

申し込み・問い合わせ

NPO法人島スクエアプラス
☎090(7979)4615
npo-shimaplus@sea.ion-tv.ne.jp

柳井警察署だより

X(旧Twitter)を始めました!

各種イベントや交通安全、防犯に関する情報などを発信しています。

ぜひ、フォローをお願いします。

柳井警察署 ☎0820-23-0110



暮らしの相談（6月21日～7月20日）

相談所

相談	日時		場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35)	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎山口地方法務局 岩国支局 ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	7月 5日(金)	9:30～11:30	東和総合センター	○差別、いじめ、嫌がらせ等の相談 ☎福祉課 民生福祉班 ☎ 77-5505
育児相談	6月27日(木)	10:00～11:30	しまとぴあスカイセンター※	○身体計測、妊娠・出産や子育て等の相談 ※助産師による相談あり ☎子育て世代包括支援センター Ohana ☎ 73-5511
	7月12日(金)		日良居庁舎※	
	7月16日(火)		久賀福祉センター	
こころの相談	7月 5日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター	○要予約 ☎健康増進課 健康づくり班 ☎ 73-5504
認知症相談	7月 1日(月)	9:00～12:00	日良居庁舎	○相談日以外も可能 ☎地域包括支援センター ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター	○要予約 ☎岩国年金事務所 ☎ 0827-24-2222

税務相談

相談	日時		備考・問い合わせ等
個人相談（所得税・消費税等）	毎週水曜日	9:00～16:00	○要予約
資産相談（相続税・贈与・譲渡）	毎月第1・3木曜日	10:00～15:00	☎柳井税務署 ☎ 0820-22-0277
法人相談（法人税・消費税・源泉所得税・印紙税等）	毎月第1・3金曜日	9:00～14:00	音声案内「2」

※7月以降の相談日時は変更になる場合がありますので、個別にお問い合わせください。

電話相談

相談	時間	電話番号
国税に関する一般的な相談（電話相談センター）	8:30～17:00	☎ 0570-00-5901
救急医療電話相談	こども（15歳未満）の相談	19:00～翌8:00 # 8000（利用できない場合 ☎ 083-921-2755）
	おとな（15歳以上）の相談	毎日24時間 # 7119（利用できない場合 ☎ 083-921-7119）

※緊急・重症の場合は、迷わず119番してください。

6月は「環境衛生推進月間」

「環境衛生に注意して快適な生活を！」

衛生害虫などの生活環境への侵入を防ぎ、駆除に努めましょう

ゴキブリを始めとした衛生害虫は、気温の上昇とともに、活動が活発になります。衛生害虫などは、存在自体が不快感を与え、食中毒などを媒介する危険性があることから、公衆衛生の面からも駆除が必要です。駆除用薬剤等の使用に際しては、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。

気温が高い時期、特に新築・改築・改装後の建物は、換気を励行しましょう

近年、建物の気密性が高くなったことや化学物質を放射する建材や内装材が使用されるようになったことなどによって、新築・改築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が生じ、その結果、居住者が頭痛、倦怠感、目やのどの痛みをはじめ様々な体調不良を訴えることが起きています。

室内空気を汚染する化学物質は、一般的に、温度が高いほど放散量が多いといわれています。夏期に、建物を長く閉め切っていた時などは、十分、換気するよう心がけましょう。窓による換気は、場所がなるべく離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

☎生活衛生課生活衛生班

☎ 0820 (79) 1012

がん検診を受けましょう！

健康増進課 健康づくり班 ☎ 0820-73-5504

○がん検診（集団検診）日程

地区	会場	日にち
東和	油田農村環境改善センター	7月 2日(火)
	和田出張所	7月 3日(水)
	東和総合センター	7月 4日(木)
	白木出張所	7月 5日(金)
大島	蒲野農村環境改善センター	7月 9日(火)
		7月10日(水)
	しまとびあスカイセンター	7月11日(木)
		7月12日(金)
久賀	農業者健康管理センター	7月17日(水)
		7月18日(木)
橘	日良居体育館	7月19日(金)
		7月30日(火)
	たちばなケアプラザ	7月31日(水)
		8月 1日(木)
		8月 2日(金)

実施項目

肺がん検診^{※1}、胃がん検診、大腸がん検診^{※2}、子宮頸がん検診、乳がん検診

受付時間

待ち時間短縮のために、受付時間を指定してご案内しています。

検診機関から届くご案内をご確認ください。

※新たに申し込みを希望される場合は、事前にご連絡ください。（大腸がん検診の追加申し込みはできません）

※¹肺がん検診のみを申し込みされた人は、8月下旬から9月の検診日を改めてご案内します。

※²大腸がん検診の申し込みをされた人は、左表の「日にち」が容器提出日となります。

○女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）は医療機関でも受けられます

検診期間 7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

対象者 ・20歳以上で、昨年度、町の子宮頸がん検診を受けていない女性
・40歳以上で、昨年度、町の乳がん検診を受けていない女性

検診料金 子宮頸がん検診 1,500円 / 乳がん検診 1,700円

お持ちいただくもの 住所が確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）、受診票、自己負担金

医療機関名	検診項目	住所	電話番号	予約方法・受付時間
大島病院	子宮頸がん	周防大島町小松 1415-1	0820-74-2580	予約不要 毎週火曜日のみ実施 (8:30～11:00)
優ククリニック	子宮頸がん	柳井市中央 1-8-8	0820-22-0317	予約不要
周東総合病院	子宮頸がん・乳がん	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456	健康管理センターに予約 (10:00～16:00)
大和総合病院	子宮頸がん・乳がん	光市岩田 974	0820-48-2111	健診科に予約 (13:00～17:00)
岩国医療センター	子宮頸がん・乳がん	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-35-5872	予約センターに予約 (8:30～17:15)
平生クリニックセンター	乳がん	平生町平生町 569-12	0820-56-2000	総合受付に予約 (9:00～17:00)

○前立腺がん検診

検診期間 6月1日(土)～令和7年3月31日(月)

対象者 50歳以上の男性

検査方法 血液検査を行い、血液中のPSA検査（前立腺特異抗原値）を測定します。（特定健診・健康診査と同時に受けると採血が1回で済みます）

検診料金 ・町内の医療機関 1,500円
・集団健診会場 1,000円

お持ちいただくもの

住所が確認できるもの、自己負担金

申込方法

特定健診や健康診査の予約時にお申し出ください。

医療機関名	場所	電話番号
山中医科歯科クリニック	久賀	72-0152
おげんきクリニック	小松	74-2490
野村医院	横見	76-0017
川口医院	外入	78-0306
しまかぜ在宅支援診療所	平野	78-2533
正木内科医院	西安下庄	77-0021
安本医院	土居	73-0822
大島病院	小松	74-2580
東和病院	西方	78-0310
橘医院	西安下庄	77-1000

周防大島町が運営する住民参加型のローカルテレビ。毎週火曜に番組の更新を行い、6時～24時まで繰り返し放送！放送した番組のDVDは図書館で貸し出しを行っています。一部の番組はYouTubeで視聴もできます。

周防大島チャンネルはケーブルテレビアイ・キャンに加入することでご覧になれます。ケーブルテレビ新規加入促進補助金も適用されます。詳しくはアイ・キャン（☎0120-189234、携帯電話の方は☎0827-22-5678）にお問い合わせください。

－ 6月は周防大島町議会定例会の様を生中継・再放送します－

6月25日～7月1日



大島郡俳句協会番組

俳句ポストつとむ君【第四十回】

島内各所に置かれた「俳句ポスト」に寄せられた投稿句の中から、優れた作品をご紹介します。今回は令和6年1月～3月に投稿された俳句です。より優れた作品は、俳句協会さんによる解説付きで紹介いたします。



島景色～周防大島の風景を巡る～

第37回「久賀その2」

周防大島の何気ない日常を巡る番組。今回は久賀の白石地区から山田地区を巡ります。国指定重要有形民俗文化財の『久賀の石風呂』や久賀の民具が収蔵されている『八幡生涯学習のむら』などを紹介します。

7月2日～8日



テレビで！宮本常一チャンネル

【沖家室島 泊清寺を訪問 VOL.1 / VOL.2】

宮本常一記念館がYouTube配信した動画を再編集して放送します。今回は、沖家室島にある泊清寺よりお届け。住職の新山玄雄さんに、泊清寺の歴史的な役割、沖家室島の人たちが培った歴史の一端を伺いました。

7月9日～15日



俳句ポストつとむ君

【令和5年度つとむ君大賞スペシャル】

令和5年度の投稿句から優れた作品を大島郡俳句協会さんが選びました。大人の句から子どもの句まで力作ぞろい！！俳句制作の参考に！

アイ・キャン

ニュースダイジェスト
～2024年6月放送分～

6月に放送した周防大島町のニュースを一挙放送。

7月16日～22日



おれのくらし

～周防大島近海に住むいきもの～第12回「サンゴタツ」

周防大島近海に住む生き物たちを、生き物目線でお伝えする番組。今回は「サンゴタツ」が登場！！タツノオトシゴの仲間、おそらく地球上で唯一オスが産卵する生き物です。その謎の生態に迫ります。（協力：なぎさ水族館）

放送内容については予告なく変更することがあります／詳しくはケーブルテレビの電子番組表をご確認ください

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

今月の納期 (普通徴収)

【町県民税】

第1期分

納期限

7月1日(月)

休日在宅当番医 9:00～17:00

日にち	医療機関	連絡先
6月23日(日)	野村医院	☎ 76-0017
6月30日(日)	安本医院	☎ 73-0822
7月7日(日)	しまかぜ在宅支援診療所	☎ 78-2533
7月14日(日)	山中医科歯科クリニック	☎ 72-0152
7月15日(月)(祝)	橘医院	☎ 77-1000
通年	大島病院	☎ 74-2580
	東和病院	☎ 78-0310

人のうごき (5月1日現在) ※増減は前月比

人口	13,774人 (+12)	増：出生 4人 転入 97人
男	6,419人 (+19)	
女	7,355人 (-7)	減：死亡 37人 転出 52人
世帯	8,119戸 (+24)	

だれもがどれも選べる社会に

男女共同参画週間 6月23日～29日

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日からの1週間は、「男女共同参画週間」です。男女ともに自らの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、皆さん一人一人の取組が必要です。

☎政策企画課 地域振興班 ☎ 0820-74-1007

7月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
骨髄ドナー登録	7月2日(火)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査		10:00～10:30
風しん抗体検査		10:30～11:00
HIV抗体検査		13:30～15:30

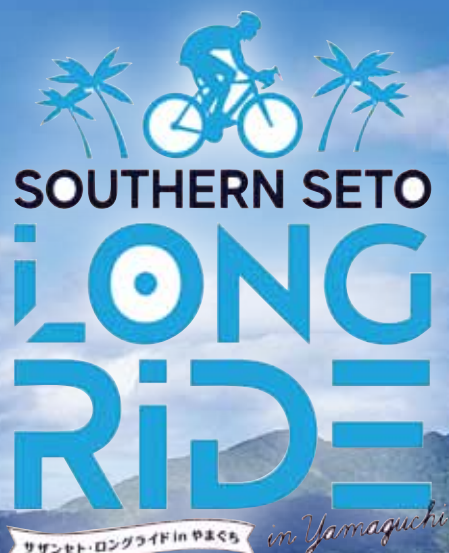
※無料、要予約(前日までに電話予約)

☎柳井健康福祉センター ☎ 0820-22-3631

10月6日（日）開催！

2024 サザンセト・ロングライド in やまぐち 参加者募集！

周防大島町など、柳井広域1市4町を自転車で走る「2024 サザンセト・ロングライド in やまぐち」が10月6日(日)に開催されます。この大会はタイムを競うレースではなく、制限時間内で多島美を誇る瀬戸内海や山麓の美しい景観を楽しみながらコースをめぐるサイクルイベントです。皆さまのご参加をお待ちしています。



発着地 アデリーホシパーク（柳井ウェルネスパーク）

コース 柳井市、周防大島町、上関町、平生町、田布施町をめぐる125kmのコース。ショートコースは、周防大島町を経由しない70kmのコース。

募集人数 ・ロングライドコース 900人
・ショートコース 200人

参加費 ・ロングライドコース 12,000円
・ショートコース 8,000円

申込方法 9月8日(日)までに、サザンセト・ロングライド in やまぐち大会公式ホームページからお申し込みください。

〒サザンセト・ロングライド in やまぐち実行委員会 地元事務局（柳井商工会議所） ☎ 0820-22-3731



その警告画面は偽物！ サポート詐欺に注意

【相談窓口】・柳井地区広域消費生活センター ☎ 0820-22-2125
・山口県消費生活センター ☎ 083-924-0999
消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。

【相談】

パソコン使用中に「ウイルスに感染した」と警告画面が出て動かなくなった。画面に表示された連絡先に電話するようにとあるが、どうしたらよいか。

【アドバイス】

「サポート詐欺」の可能性があるため、画面に表示された連絡先には絶対に電話しないこと、まずは自分でパソコンの状態を確認し、自分で判断できない場合は周りの人に対処方法を相談するよう助言した。また、警告画面の消去方法など技術的な相談先として、独立行政法人情報処理推進機構の情報セキュリティ安心相談窓口（☎ 03-5978-7509）を紹介した。

【ワンポイント講座】

偽の警告画面をきっかけに、電話をかけさせ、パソコンの復旧に必要な手数料等を電子マネーで要求する「サポート詐欺」の被害が県内でも発生しています。

万が一、表示された連絡先に電話してしまった場合でも、指示されるままにサポート契約を結ばない、電子マネーカードを購入しに行かないようにしましょう。